

令和元年度 高齢者虐待防止対策の現状と課題

項目	現状や対策	課題
2019年4月以降の通報事例数 (1月末現在の件数)	<p>17例(内、虐待ではないと判断12例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例数は昨年度より減少している。 ・その他、通報相談から事実確認、その後の支援等、年度をまたいで継続的にかかわるケースは9例ある。 ・基本は各支所本庁の包括又は地域振興課が対応するが、ケースに応じて本庁職員と支所職員で連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談の内容によって、事実確認が難しく、時間がかかる場合がある。 ・基本的に虐待対応は時間と労力がかかり、迅速さも求められることから、本庁に比べて人員が少ない支所は負担大になる場合があると思われる。
啓発普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市報にて「高齢者虐待の防止に向けて」とPR、早期発見と早期支援の大切さを訴えた。 ・5月、村上市民生委員児童委員協議会連合会評議員会の集まりでミニ講話を行う。 ・法人内(介護保険事業所)で実施する虐待をテーマとした勉強会にて講話を行う。 ・地域包括支援センター紹介チラシに相談窓口であることを記載している。 ・関係機関に対しては、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、共通認識を持つように取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報等での広報が主である。 ・介護保険関係事業所からニーズがあれば、虐待防止をテーマとした研修会には今後も協力していく。 ・改選されて新しい民生委員も多いことから、今後権利擁護等のテーマで研修会等の機会を作り、周知したい。
早期発見、相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付から訪問等による事実確認、その後の関係者との連絡調整、一連の流れは包括担当職員が対応している。支所では地区担当保健師がかかわるところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこへ通報相談しても同じ対応、支援ができる体制を整えられるかが引き続きの課題である。 ・早期発見や予防のためには上述の啓発普及活動の充実を図ることが大切である。
虐待を受けた高齢者の保護体制	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事由による措置の他、介護の必要性が低い方については、養護老人ホームやまゆり荘への短期宿泊という方法もある。 ・虐待による早急な介入、分離保護が必要なケースについて、特養側と相談できる体制ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と特養連携による対応支援も確実に分離できる手立てではなく、いわゆる「やむ措置」の取扱いも含めて保護対応について関係者が共通認識を持ち、より迅速な対応ができるようにしていきたい。
養護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な体制はないが、関係者と連携して養護者の意見を聞くように努めている。 ・物忘れ相談会、認知症カフェ(各地区)、介護者のつどいを実施し、介護者ストレス軽減＝虐待未然防止や気軽に相談できる環境づくりに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応の初動から複数人で関わるようにしている。虐待された側だけでなく、虐待した人にも寄り添ったフォローが理想だが、全ての養護者にアプローチして助言指導していくのは難しい現状もある。
高齢者虐待防止ネットワーク会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は新型コロナの影響で書面でのみの開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する情報や役割、ネットワークの意義について、関係機関、団体の代表者クラスからどこまで広がるか、啓発普及の課題につながる。
現状と課題を踏まえた次年度の主な取組・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談窓口＝包括というPRを引き続き行う。 ・介護保険関係事業者が行う勉強会や研修会等に協力していく。 ・民生委員に早期発見・予防の役割をさらに担ってもらえるよう働きかける。 ・支所一本庁間で差のない支援体制、他課との連携体制の充実を図る。 	